

第4章 重点地区及び地区別方針

4-1. 景観形成真壁重点地区(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

4-1-1. 地区別方針（桜川市景観まちづくり条例第8条第3項）

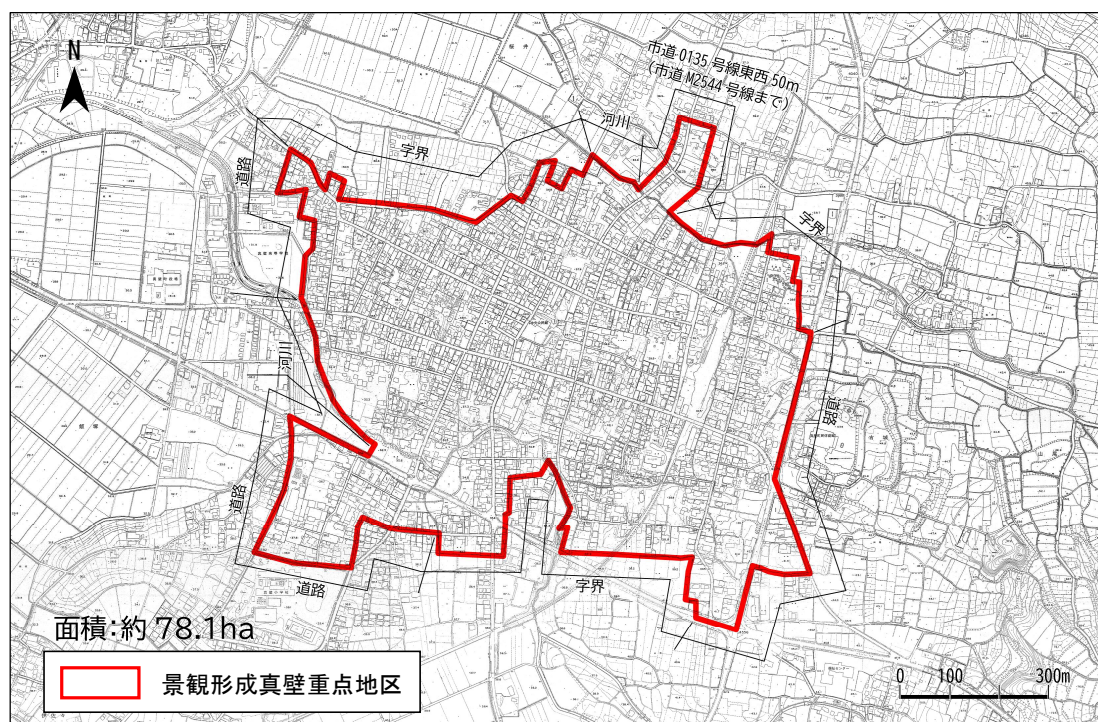
景観形成真壁重点地区における地区別方針は、次のとおりとします。

- (1) 景観形成真壁重点地区のうち桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の区域内にあっては、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の定めるところにより良好な景観の形成に努めるものとします。
- (2) 景観形成真壁重点地区のうち桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の区域外にあっては、伝統的建造物群保存地区が形成する伝統的な町並みとの連続性を尊重し、歴史的風致形成建造物、登録有形文化財等と調和した風格ある町並みの形成を促すため、町並みを乱すおそれのある規模の建築物の建築等、工作物の建設等及び土地の形質変更等を届出対象行為として定めるものとします。
- (3) 景観形成真壁重点地区に係る景観形成基準は、上記の届出対象行為を周囲の伝統的な町並みと調和させ、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な景観の形成に寄与させるために遵守すべき最低の基準として定めるものとします。

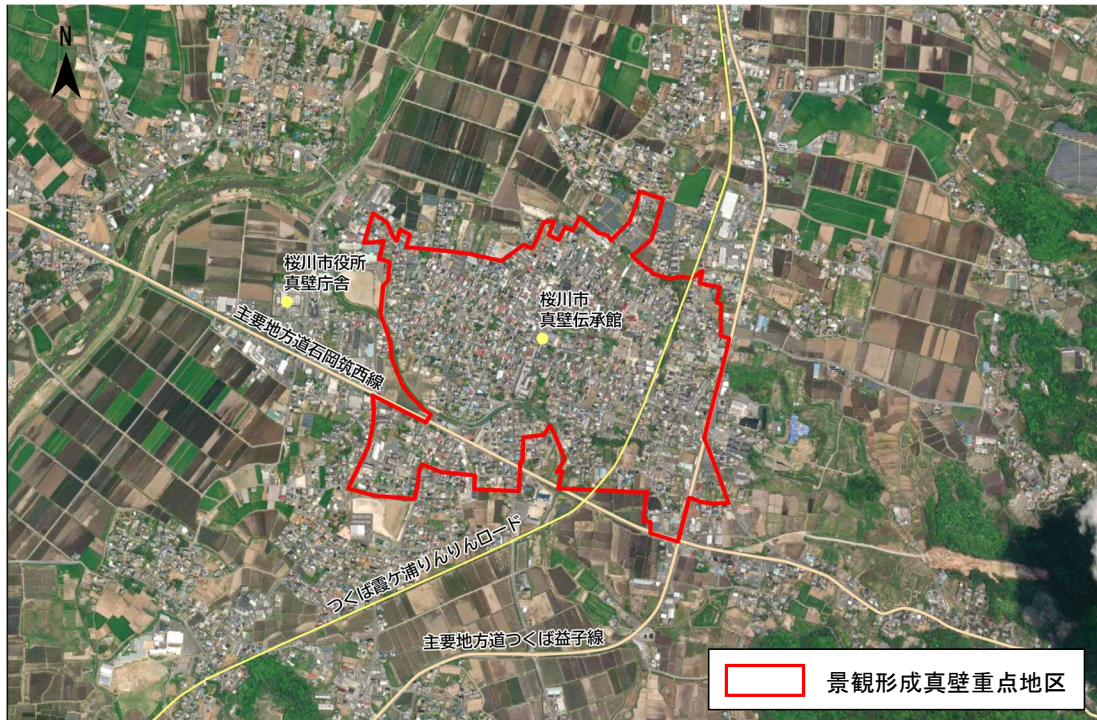
4-1-2. 重点地区の区域（桜川市景観まちづくり条例第8条第3項）

景観形成真壁重点地区の区域は、次のとおりとします。

図－景観形成真壁重点地区の区域



図一 空中写真



図一 参考図

